

諮問日：令和6年5月7日

答申日：令和7年8月1日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和5年4月24日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による戸籍附票の写しの不交付決定処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年3月27日、郵送によりA氏（以下「請求対象者」という。）の戸籍の附票の写しの交付請求（以下「本件交付請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、同年4月6日、審査請求人に対し、本件交付請求に係る不交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、同年4月24日、審査庁に対し、請求対象者の戸籍の附票の写しの交付を求める趣旨の審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、青森簡易裁判所における支払督促事件において、請求対象者の送達すべき住所を調査の上、届け出ることとの補正処分を受け、本件交付請求を行ったが、本件処分における請求対象者が支援措置を受けている者であるとの理由は、青森簡易裁判所における支払督促等に何ら関係するものではなく、本件処分は相当性を逸脱した処分である。
- (2) 審査請求人は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び児童虐待の防止等に関する法律に抵触しておらず、それでも何らかの準用規定が存する場合は、その法条項明文を指摘する等しての説明を行うべきであり、裁判所からの補正処分謄本を処分庁に示した上での請求であることから、これを阻止できる法規があれば明示すべきである。
- (3) 請求対象者は、共同経営者であるB氏と共に審査請求人からの告発によって起訴され、罰金以上の刑に処せられ、審査請求人に20,395,800円以上の損害を与えたため、この賠償を支払督促で求めた事案であり、支援措置がいかなる場合でも優位するものとは考えられるものではない。
- (4) 戸籍の附票の写しの長期の交付拒否により、青森簡易裁判所における支払督促事件が却下処分となった場合は、青森市に20,395,800円に令和2年8月21日から完済まで年3%の割合による遅延損害金を加えた額の支払を求める。
- (5) 令和5年8月20日に消滅時効となるため、事前に請求対象者に催告をして6か月間の間に訴え提起をしなければならず、この催告書を送付するため、請求対象者の住所は必要不可欠である。DV等の加害者ではないにもかかわらずこれらであるかのように取

り扱い、結果として請求対象者を隠蔽したもの又は不当な庇護をしたものと断ぜざるを得ず、処分庁にも発生した損害を賠償するように請求することとなる。

(6) 請求に要した郵券と定額小為替の合計 6 1 0 円について処分庁から弁済を求める。

2 審査庁の主張の要旨

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 4 5 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件に係る法令の規定について

ア 住民基本台帳法（昭和 4 2 年 7 月 2 5 日法律第 8 1 号。以下「法」という。）第 2 0 条第 3 項第 1 号では、当該市町村が備える戸籍の附票について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者から戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができるとされている。

イ 住民基本台帳事務処理要領（昭和 4 2 年自治振第 1 5 0 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知。以下「事務処理要領」という。）第 5 - 1 0 - コー（イ）-（A）では、支援対象者に係る戸籍の附票の写しの交付について、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合は、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第 2 0 条第 3 項各号若しくは第 2 1 条の 3 第 3 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否するものとされている。ただし、事務処理要領第 5 - 1 0 - コー（ア）- A -（C）に準じて請求理由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましいとされている。

ウ 総務省自治行政局住民制度課長による「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」（平成 3 0 年 1 2 月 3 日付総行住第 1 9 9 号通知。以下「平成 3 0 年通知」という。）では、「今後、市区町村においては、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、加害者の請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査囑託に対応する方法によること。また、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること」とされている。

(2) 本件処分について

上記（１）のとおり、処分庁は、戸籍の附票の写しの交付請求に係る対応については、法、事務処理要領及び平成３０年通知に基づき行うこととされており、対象者が支援措置を受けている者であったため、処分庁はこれらを踏まえ、対応したものと認められる。

したがって、本件処分は、違法又は不当であるとは認められない。

その他、審査請求人は、請求対象者が審査請求人からの告発により起訴され罰金以上の刑に処されており、審査請求人に２０，３９５，８００円以上の損害を与えたなどと主張するが、本件処分の判断に影響するものではない。

第５ 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和６年５月７日	諮問書の受理
令和７年３月２６日	調査審議
令和７年７月３１日	調査審議

第６ 審査会の判断の理由

１ 関係法令の要旨

- （１）法第２０条第３項第１号において、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者から、当該市町村が備える戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる旨が定められている。
- （２）事務処理要領第５－１０－コー（イ）－（Ａ）において、市町村長は、支援対象者に係る戸籍の附票の写しの交付について、加害者から申出がなされた場合は、法第２０条第３項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否するものとし、ただし、事務処理要領第５－１０－コー（ア）－Ａ－（Ｃ）に準じて請求理由又は利用目的をより厳格に審査した結果、申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましいとされている。
- （３）平成３０年通知において、「市区町村においては、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、加害者の請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査囑託に対応する方法によること。また、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること」とされている。

２ 本件処分について

- （１）処分庁は、審査請求人から請求対象者の戸籍の附票の写しの交付請求があったことから、法、事務処理要領及び平成３０年通知の規定により審査した結果、請求対象者が「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」を受けている者であることから不交付の決定を行い、さらに、審査請求人が青森簡易裁判所に提出する必要がある

との理由により請求対象者の戸籍の附票の写しを交付請求していることが疎明資料においても明らかで、当該請求に特別の必要があるものと認められることから、審査請求人に対し、戸籍の附票の写しが交付されない場合の対応について、審査請求人が戸籍の附票の写しを提出しようとする裁判所において手続の教示を受けられるため、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内したものであり、前記 1 に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認められる。

(2) 審査請求人が述べているその他の主張については、本件処分の適法性又は妥当性に影響を与えるものではない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上によれば、本件審査請求は理由がないと認められるので、第 1 記載のとおり判断する。

5 付言

本件処分においては、不服申立てに関する教示が行われていない。教示は、処分を受けた者の権利利益の救済を図るための制度であり、行政不服審査法第 82 条の規定により処分庁に義務づけられている措置である。処分庁においては、教示の重要性について再認識し、今後、教示が適切に行われるよう徹底されたい。

青森市行政不服審査会	会 長	礪 裕一郎
	委 員	蝦名 和美
	委 員	小林 直樹